

住居確保給付金（家賃補助）のご案内

「離職」「自営業の廃止」又は「ご自身の都合によらない就業機会等の減少」により経済的に困窮し、「住居を喪失している方」又は「住居を喪失するおそれのある方」に対し、求職活動を安心して行えるよう、一定期間、家賃相当分の給付金を支給することにより、住居と就労機会の確保を支援する制度です。

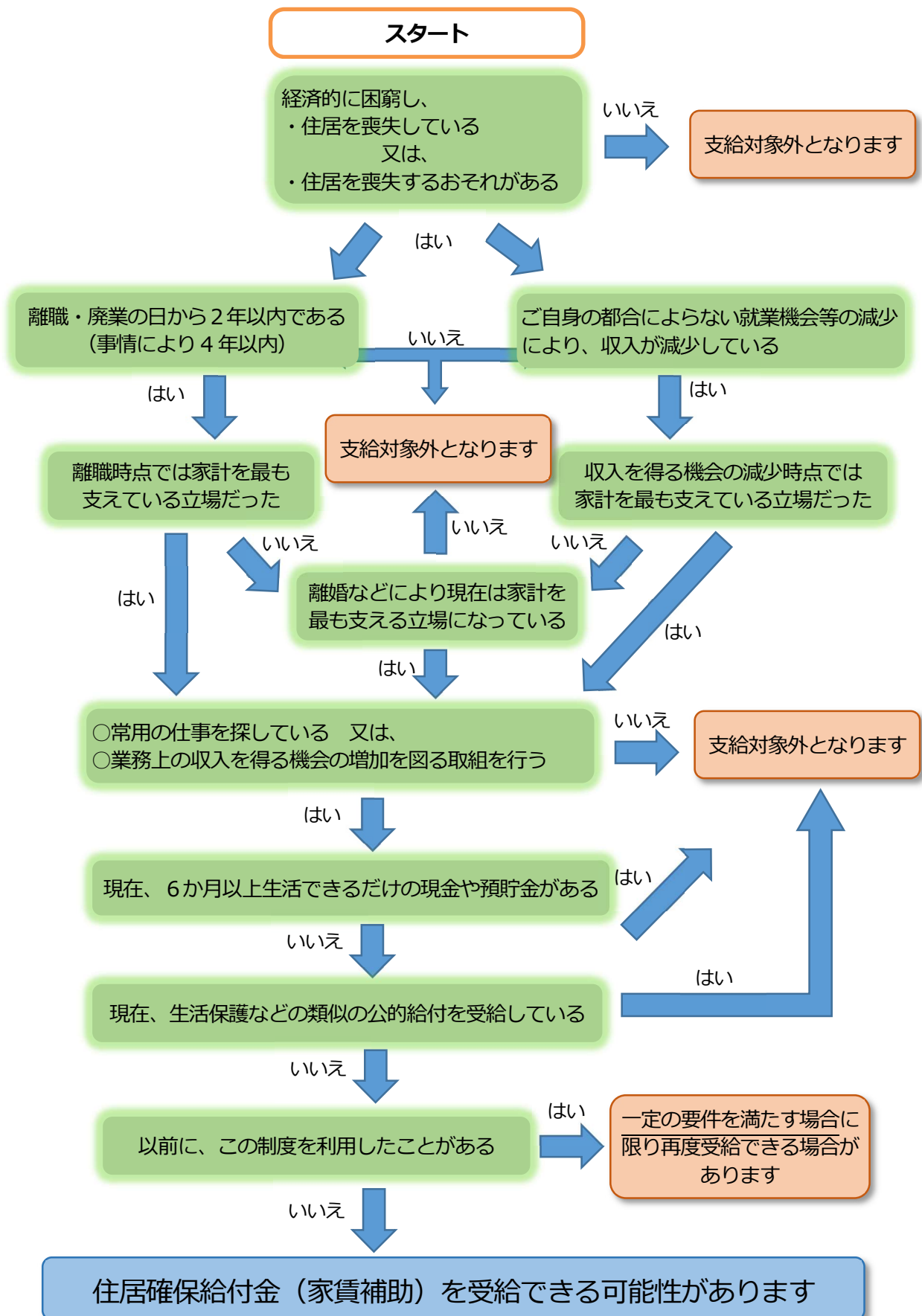
目次

1. 住居確保給付金（家賃補助）を受給できるか確認してみましょう	2ページ
2. 住居確保給付金（家賃補助）を受給するための要件	3ページ
3. 支給額・支給期間・支給方法など	4ページ
4. 収入基準額・金融資産基準額	4ページ
5. 収入要件の確認について	5ページ
6. 住居確保給付金（家賃補助）を徴収する場合があります	5ページ
7. 住居確保給付金（家賃補助）受給中における求職活動	6ページ
8. 住居確保給付金（家賃補助）の申請に必要な書類	7ページ
9. 住居確保給付金（家賃補助）の申請から決定までの流れ	8ページ
10. 支給決定後の常用就職及び就労収入の報告について	8ページ
11. 各区の相談窓口（自立相談支援機関）	9ページ

【注意事項】

- (1) 申請から振込まで、1か月程度かかる場合があります（振込は月末、又は月中になります）。
- (2) 申請日の属する月に支払う家賃相当分から対象となります（滞納分の家賃は、支給の対象にはなりません）。
- (3) 生計維持者について、離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時においては主たる生計維持者となっている場合も含みます。
- (4) 「常用就職」とは、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが6月以上の労働契約による就職をいいます。
- (5) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれかが、居住可能な住宅を所有している場合、ご利用いただけません。
- (6) 外国人の方についても、日本国籍の方と同様に、収入要件や求職活動要件等の各種要件を満たす場合は支給対象者となります。
- (7) 学生は、一般的には支給要件である「離職前に、主たる生計維持者であったこと」や「常用就職の意欲がある者」に該当しないため、基本的に支給対象者とはなりません。ただし、世帯生計の維持者であり、定時制等夜間の大学等に通いながら、常用就職を目指す場合などは、支給対象者になる場合もあります。
- (8) 離婚等により社会保険の資格を喪失された方は、国民健康保険の加入の届出をしてください。
- (9) 同一の世帯に属する者とは、同じ住所に居住し、家計（生計）を一緒にしている世帯をいいます。
- (10) 行政手続法における審査基準は、大阪市ホームページの審査基準一覧（福祉局）の福祉一法申-55に掲載しています。

1. 住居確保給付金（家賃補助）を受給できるか 確認してみましょう



※ 次ページ「2. 住居確保給付金（家賃補助）を受給するための要件」にお進
みください

2. 住居確保給付金（家賃補助）を受給するための要件

大阪市に住民票がある方で、申請時に次の①～⑫のすべてに該当する方が支給対象となります。

☐	①	☐ 離職、 ☐ 自営業の廃止、 ☐ ご自身の都合によらない就業機会等の減少により経済的に困窮している
☐	②	☐ 住居を喪失している 又は ☐ 住居を喪失するおそれがある
☐	③	申請日において、以下のいずれかの状況である。（雇用形態は問いません） ☐ (1) 離職・廃業の日から2年以内である ただし、当該期間に、大阪시가やむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、当該事情により求職活動を行うことができなかった日数を2年に加算した期間（最長4年） ☐ (2) 本人の責によらない休業等により収入が減少し、離職・廃業の場合と同等程度の状況にある
☐	④	☐ 離職等の日において、申請者が世帯の生計を主として維持していた ☐ 申請日の属する月において、申請者が世帯の生計を主として維持している
☐	⑤	申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、「収入基準額」以下である〔収入要件〕（4ページ参照）
☐	⑥	申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額×6（上限100万円）以下である〔資産要件〕（4ページ参照）
☐	⑦	公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。 ※上記③(1)に該当する者は、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと大阪시가認める場合は、申請日の属する月から起算して3月間（最大6月間）に限り、当該取組を行うことをもって、前段の求職活動に代えることができる。
☐	⑧	「地方自治体等が実施する類似の給付等」を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていない
☐	⑨	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない
☐	⑩	現在、生活保護を受けていない
☐	⑪	過去に「住居確保給付金（家賃補助）」を受給していない（大阪市以外の自治体を含む） ※ただし、受給終了後に、新たに解雇（本人の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く。）もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かつ従前の受給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合、再支給が可能。（常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後に上記に該当したものに限る。）
☐	⑫	①～⑪までの項目すべてに該当し、「住居確保給付金申請時確認書(様式1-1A)」の内容について誓約及び同意する

3. 支給額・支給期間・支給方法など

- (1) 支給額：下記の金額を上限として、家賃の実費分について支給します。

【表1】支給上限額	
世帯人数	上限額
1人	40,000 円
2人	48,000 円
3～5人	52,000 円
6人	56,000 円
7人以上	62,000 円

- ※1 生活保護法に基づく住宅扶助基準額が上限です
 ※2 共益費・管理費・駐車場代等は含まれません
 ※3 世帯の収入額の状況によっては、一部支給になる場合があります
 ※4 大阪市の場合、左記の金額が支給額の上限です

- (2) 支給期間：原則3か月

※求職活動等（6ページ参照）を誠実かつ熱心に取り組んでいる方については、3か月ごとに最長9か月まで延長することがあります。延長申請時には改めて、支給要件（2 ページの「2.住居確保給付金（家賃補助）を受けるための要件」）審査を受けていただく必要があります。

- (2) 支給方法：貸主等の口座へ直接振込みます。

※クレジットカードにより賃料を支払うこととなっている場合は、ご相談ください。

- (3) 支給日：月末（30 日前後） 又は 月の中頃（15 日前後） のいずれかに支給します。

【例1】4月1日に申請、4月15日に支給決定の場合：4月末（30 日前後）に支給

【例2】4月15日に申請、4月25日に支給決定の場合：5月の中頃（15 日前後）に支給

4. 収入基準額・金融資産基準額

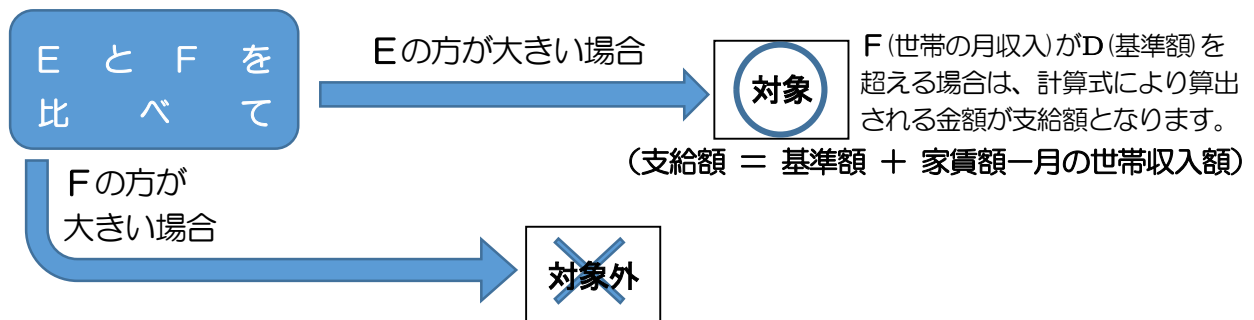
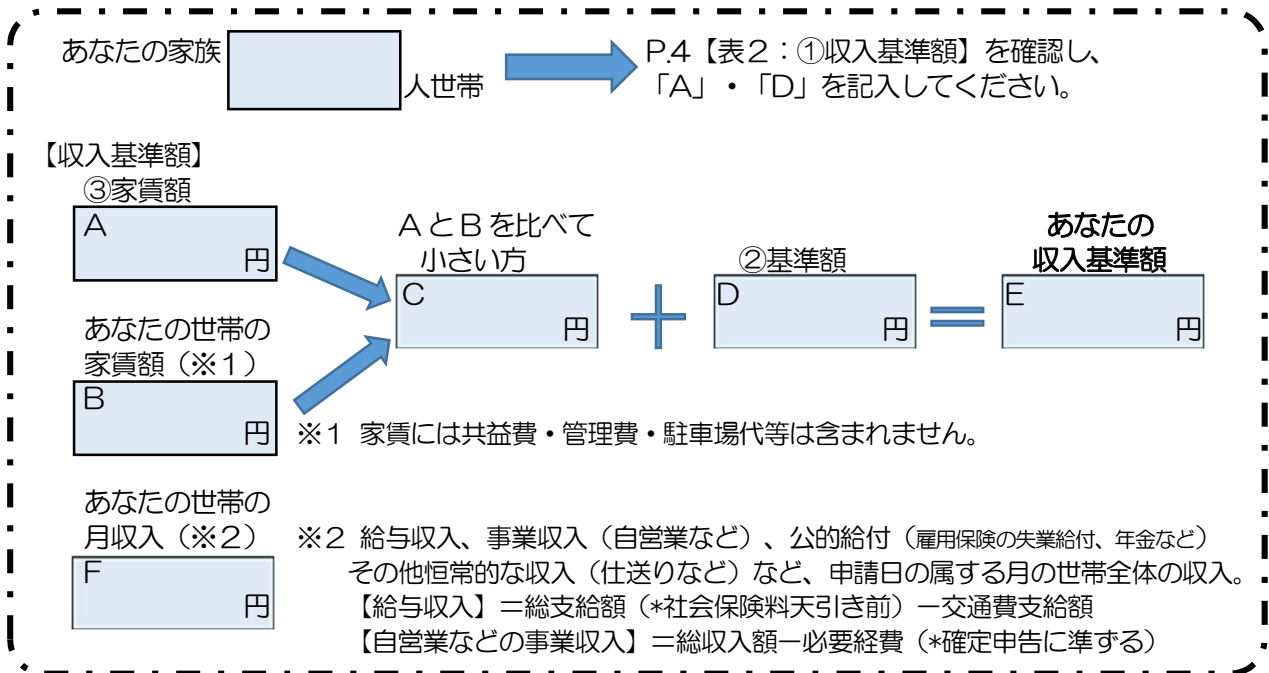
- (1) 申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入合計が、次の「収入基準額」の以下の世帯が対象です。※④上限額を超える場合は支給対象外となります。

【表2】収入基準額			
区 分	②基準額	①収入基準額	④上限額
		②基準額+③家賃額	
単身世帯	84,000 円	+ 家賃額（上限 4.0 万円）以下	124,000 円
2人世帯	130,000 円	+ 家賃額（上限 4.8 万円）以下	178,000 円
3人世帯	172,000 円	+ 家賃額（上限 5.2 万円）以下	224,000 円
4人世帯	214,000 円	+ 家賃額（上限 5.2 万円）以下	266,000 円
5人世帯	255,000 円	+ 家賃額（上限 5.2 万円）以下	307,000 円
6人世帯	297,000 円	+ 家賃額（上限 5.6 万円）以下	353,000 円
7人世帯	334,000 円	+ 家賃額（上限 6.2 万円）以下	396,000 円
8人世帯	370,000 円	+ 家賃額（上限 6.2 万円）以下	432,000 円
9人世帯	407,000 円	+ 家賃額（上限 6.2 万円）以下	469,000 円

- (2) 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融資産の合計が次の金額以下の世帯が対象です。

【表3】金融資産の上限額	
世帯人数	上限額
単身世帯	504,000円
2人世帯	780,000円
3人以上世帯	1,000,000円

5. 収入要件の確認について



★ 次のことにご注意ください。

住宅を喪失している方（これから賃貸住宅をお探しになる方）

- ・③家賃額の範囲内の家賃の住宅を探していただく必要があります。
- ・入居に際して初期費用として支払いを要する分の家賃の翌月以降分の家賃から対象となります。

住宅を喪失するおそれのある方（賃貸住宅にお住まいの方）

- ・現在ご契約の家賃金額が、支給上限額を超えている場合、超えた金額については、申請者の自己負担となります。

次の場合、住居確保給付金（家賃補助）の支給額を変更します

- ・住居確保給付金（家賃補助）受給中に家賃が変更となった場合
- ・申請時に収入があり、住居確保給付金（家賃補助）の支給額が一部支給となっている方が、住居確保給付金（家賃補助）受給中に世帯収入額が基準額（4ページ）下回った場合で、かつ、支給額が上限額（住宅扶助基準額に基づく額）に達していない場合。
- ・借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により、本市内での転居が適当である場合

6. 住居確保給付金（家賃補助）を徴収する場合があります

住居確保給付金（家賃補助）を受給中または受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、すでに受給した住居確保給付金（家賃補助）の全額又は一部について徴収するとともに、以降の住居確保給付金（家賃補助）も中止します。

7. 住居確保給付金（家賃補助）受給中における求職活動

住居確保給付金（家賃補助）の受給中は、次の①・②のいずれかの求職活動等を行っていただく必要があります。①・②のいずれを行うかについては、必ず区自立相談支援機関と事前に相談・了承のうえ、行ってください。

なお、求職活動を怠る場合は、住居確保給付金（家賃補助）の支給を中止します。

①【離職、廃業、休業等（就労を目指す方）】

A 毎月4回以上、自立相談支援機関（総合就職サポート事業）の支援員による面接等の支援を受けていただく必要があります。

面接時には、求職活動状況等を支給決定時にお渡しした様式により報告してください。

また収入がある場合は、収入額を確認することができる書類を併せて提出ください。

B 毎月2回以上、ハローワーク又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の職業相談を受けていただく必要があります。

活動時には、支給決定時にお渡しした「職業相談確認票（参考様式6）」をハローワーク等に持参してください。

C 原則週1回以上、求人先へ応募を行うか、求人先の面接を受けていただく必要があります。

「住居確保給付金常用就職活動状況報告書（参考様式7）」により報告してください。

②【休業等（事業再生等を目指す方）】

A 原則月1回、経営相談先での経営相談を受けていただく必要があります。

支給決定時にお渡しした「自立に向けた活動状況報告書（参考様式11）」に経営相談先での相談記録を記載してください。

B 毎月4回以上、自立相談支援機関の支援員による面接等の支援を受けていただく必要があります。

面接時には、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を支給決定時にお渡しした様式にて報告してください。合わせて、月の収入額を確認することができる書類を提出ください。

C 月1回以上、経営相談先の指導助言等の下、自立に向けた活動計画に基づく活動を行う必要があります。

「自立に向けた活動計画（参考様式10）」の計画に基づく活動を行う必要があります。

※1 自立に向けた活動とは、経営相談及び経営相談先の助言等の下行う自立に資する活動のことです。

※2 経営相談先から就労を促された場合は、速やかに自立相談支援機関に報告した上、原則、「離職、廃業、休業等」と同じ求職活動を行っていただきます。

※3 再延長期間については、上記「①離職、廃業、休業等」の求職活動を行っていただきます。

上記のほか、受給者の状況に応じて支援プランを策定しますので、自立相談支援機関などの支援員からの支援等を受けていただく必要があります。

（注意）受給期間中に、疾病、負傷、育児その他区保健福祉センターがやむを得ないと認める事情により求職活動を行うことが困難となった場合は、医師の診断書等により求職活動が困難である旨、申し出てください。

8. 住居確保給付金（家賃補助）の申請に必要な書類

- ☐ ① **住居確保給付金支給申請書（様式 1-1）** ★自立相談支援機関で配付します。（ホームページでもダウンロード可能です）
- ☐ ② **住居確保給付金申請時確認書（様式 1-1 A）** ★自立相談支援機関で配付します。（ホームページでもダウンロード可能です）
- ☐ ③ **本人確認ができる書類** ★次のいずれか（顔写真が無い書類の場合は2点）の写しが必要です。
- ・運転免許証（住所変更している場合は両面）、個人番号（マイナンバー）カード（表面のみ）、住民基本台帳カード、旅券、健康保険証（被保険者等記号・番号除く）、住民票の写し、在留カード、特別永住者証明書、各種福祉手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者福祉手帳等）、年金手帳、戸籍謄本、戸籍全部事項証明書等
- ☐ ④ **離職等又は、やむを得ない休業等となったことが確認できる書類**
- ☐ 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類（離職票や廃業届等）の写し
 - ☐ 雇用労働者の場合は、勤務日数や勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示された休業を命じる文書やシフト表等
 - ☐ 個人事業主の場合は、店舗の営業日や営業時間の減少が確認できる書類等
 - ☐ 請負契約により収入を得ている場合は、注文主からの発注の取り消しや減少が確認できる書類等
- ☐ ⑤ **申請日の属する月の収入が確認できる書類**
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入が確認できる書類（給与明細・自営業等の場合は事業収支がわかるもの・公的給付の振込通知・金融機関の通帳等）の写し【月の収入が確定していない場合は、直近3か月分のもの】※雇用保険の失業給付、各種年金等の公的給付も収入に含みます。
- ☐ ⑥ **金融資産が確認できる書類**
- ・申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融資産（預貯金額等※）が確認できる書類（金融機関の通帳等）の写し等
- ※預貯金、現金、債券、株式、投資信託をいいます。なお、生命保険、個人年金保険、学資保険等は含みません。負債がある場合、金融資産と相殺はしません。
- ☐ ⑦ **ハローワークの求職登録・経営相談申し込み**
- ア 離職、廃業、休業等（就労を目指す方）
 - ☐ ハローワークで求職登録を行い、「求職番号」を取得してください。
 - イ 休業等（事業再生等を目指す方）
 - ☐ 公的な経営相談先への経営相談申し込みを行ってください。
- ※参考様式 10「自立に向けた活動計画」
- ☐ ⑧ **入居（予定）住宅関係書類**
- ア 住宅を喪失されている方
 - ☐ 「入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2-1）」※2
 - イ 住宅を喪失するおそれのある方
 - ☐ 現在お住まいの住宅の「賃貸借契約書」の写し
 - ☐ 「入居住宅に関する状況通知書（様式 2-3）」※3
- ※2・3 「入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2-1、様式 2-3）」は、申請書受理後に窓口でお渡しします（様式 2-3 はホームページでもダウンロード可能です）ので、貸主又は不動産媒介業者等に必要事項を記入してもらってください。

- 申請から 30 日以内に必要書類の提出がない場合、不支給決定となります。
- 上記の書類は、住居確保給付金（家賃補助）の審査に必要となりますので、お住いの区の自立相談支援機関に必ず提出してください。
- （注1）各提出書類の写しについては、確認のため自立相談支援機関に原本をご提示ください。
- （注2）一度提出いただいた申請書類は、理由の如何に関わらず返却できません。
- （注3）申請者の状況等により、上記の書類以外の書類を提出いただく場合があります。

9. 住居確保給付金（家賃補助）の申請から決定までの流れ

- ① 受給要件を確認（2・3ページ参照）

窓口が予約制となっている区もあるため、事前にお電話等で確認をお願いします。

- ② お住いの区の自立相談支援機関へご相談

※住宅を喪失されている方は、新たに住宅を確保しようとする区の自立相談支援機関へご相談ください。

- ③ ご相談・申請

※貸主又は不動産媒介業者等に「入居(予定)住宅に関する状況通知書」の作成をしていただきますので、ご自身で貸主又は不動産媒介業者等へ依頼をお願いします。

- ④ 区役所担当課で審査し、自立相談支援機関より決定内容について本人へ通知

..... 以下は、「支給決定」となった場合の流れとなります

- ⑤ 物件を賃借している貸主又は不動産媒介業者等に、住居確保給付金（家賃補助）の支給決定がされた旨を本人から報告

※給付金の振込日の確認、共益費・駐車場代・家賃自己負担額等については、ご自身で別に支払う旨を貸主又は不動産媒介業者等へ説明してください。

- ⑥ 貸主又は不動産媒介業者等の指定口座へ住居確保給付金（家賃補助）支給決定額が大阪市から直接振り込まれる。（振込名称：シジユウキヨカクホキユウフキン）

- ⑦ 求職活動を実施し、活動状況や生活状況を月4回、面談等により自立相談支援機関等へ報告（求職活動については、6ページ参照）

※住居確保給付金（家賃補助）以外での生活にお困りのことがあれば随時ご相談ください。

申請から振込まで1か月程度かかります
(標準処理期間：申請日から30日以内に支給決定)

10. 支給決定後の常用就職及び就労収入の報告

住居確保給付金（家賃補助）の支給決定後、常用就職をされた場合は、「常用就職届（様式6）」および雇用形態を確認できる書類（採用証明書、雇用契約書等）を区の自立相談支援機関へ提出してください。その際には、就労収入額が確認できる書類（給与明細等）についても、「常用就職届（様式6）」を提出した月以降、毎月提出していただきます。

なお、やむを得ない休業等により受給された方は、収入額を確認することができる書類を、毎月、区の自立相談支援機関へ提出していただく必要があります。

常用就職等により、住居確保給付金（家賃補助）が支給中止となる収入要件を超える就労収入（収入基準額は、4ページをご覧ください。）が得られた場合、その収入が得られた月の翌月以降の家賃相当分から支給を中止します。

ご相談・お問い合わせ先

「11. 各区の相談窓口（自立相談支援機関）」を参照



11. 各区の相談窓口（自立相談支援機関）

区名	窓口名称	窓口設置場所	電話番号	FAX
		メールアドレス		
北区	よりそいサポートきた	北区扇町2丁目1番27号（北区役所3階）	06-6809-2814	06-6809-1081
		soudan@osaka-kitakusyakyou.com		
都島区	生活自立相談窓口	都島区中野町2丁目16番20号（都島区役所3階）	06-4800-4800	06-4800-4802
		chiiki4@miyakorin.com		
福島区	生活あんしん相談窓口	福島区大開1丁目8番1号（福島区役所3階）	06-6468-6340	06-6468-6350
		fuku-anshin@clock.ocn.ne.jp		
此花区	自立相談支援窓口	此花区春日出北1丁目8番4号（此花区役所1階）	06-6466-9530	06-6460-0107
		shimin-soudan-konohana@miot-maishima.org		
中央区	くらしサポート中央	中央区久太郎町1丁目2番27号（中央区役所4階）	06-7507-1487	06-7507-1776
		mknq10057@office.eonet.ne.jp		
西区	生活自立相談 「ぶらっとほーむ西」	西区新町4丁目5番14号（西区役所3階）	06-6538-6400	06-6538-6401
		nishi-soudan@minatoryo.jp		
港区	くらしのサポート コーナー	港区市岡1丁目15番25号（港区役所2階）	06-6576-9897	06-6571-7493
		minato-soudan@minatoryo.jp		
大正区	インコス大正	大正区千島2丁目7番95号（大正区役所1階）	06-4394-9925	06-6555-5760
		incosu-taisho@bcc.bai.ne.jp		
天王寺区	生活自立支援相談 サポート天王寺	天王寺区真法院町20番33号（天王寺区役所4階）	06-6774-9937	06-6774-9936
		tennoji-soudan@yarukimitekure.com		
浪速区	くらしサポートセンター なにわ	浪速区敷津東1丁目4番20号（浪速区役所4階）	06-6536-8861	06-6536-8864
		naniwan@kf6.so-net.ne.jp		
西淀川区	生活自立相談・就労支援 窓口	西淀川区御幣島1丁目2番10号（西淀川区役所3階）	06-6471-8222	06-6471-8222
		nishi-info@ahc-net.jp		
淀川区	生活自立相談窓口	淀川区十三東2丁目3番3号（淀川区役所3階）	06-6195-7851	06-6195-7852
		yjiritsushien@lime.ocn.ne.jp		
東淀川区	くらしのみのり相談窓口	東淀川区豊新2丁目1番4号（東淀川区役所1階）	06-6320-0231	06-6320-0232
		hyjiritsu@aroma.ocn.ne.jp		
東成区	東成区自立相談支援窓口	東成区大今里西2丁目8番4号（東成区役所2階）	06-6977-9126	06-4307-5987
		higashinari-soudan@yarukimitekure.com		

区名	窓口名称	窓口設置場所	電話番号	FAX
		メールアドレス		
生野区	くらしの相談窓口いくの	生野区勝山南3丁目1番19号（生野区役所3階）	06-6717-6565	06-6717-6566
		iku-soudan@aroma.ocn.ne.jp		
旭区	くらし相談窓口	旭区大宮1丁目1番17号（旭区役所2階）	06-6953-2380	06-6953-2383
		kurashisoudanmado2380@yahoo.co.jp		
城東区	生活自立支援相談窓口 ウィズゆうゆう	城東区中央3丁目5番45号（城東区役所1階）	06-6936-1181	06-6936-1181
		withyuyu1181@arrow.ocn.ne.jp		
鶴見区	自立アシスト相談	鶴見区横堤5丁目4番19号（鶴見区役所3階）	06-6913-7060	06-6913-7060
		tsurumi-assist@biscuit.ocn.ne.jp		
阿倍野区	仕事・生活・自立相談 あべの	阿倍野区文の里1丁目1番40号（阿倍野区役所1階）	06-6622-9795	06-6622-9979
		abeno-konkyu@dune.ocn.ne.jp		
住之江区	くらしアシスト住之江	住之江区御崎3丁目1番17号（住之江区役所2階）	06-6682-9824	06-6682-9824
		assist-suminoe@lec.co.jp		
住吉区	住吉区生活自立相談窓口	住吉区南住吉3丁目15番55号（住吉区役所4階）	06-6654-7763	06-6654-7651
		sumiyoshi.konkyu@ivy.ocn.ne.jp		
東住吉区	東住吉区くらしサポート	東住吉区東田辺1丁目13番4号（東住吉区役所3階）	06-6621-3011	06-6621-3012
		kurasapo@sawayaka-c.ne.jp		
平野区	くらしサポートセンター 平野	平野区背戸口3丁目8番19号（平野区役所1階）	06-6700-9250	06-6700-9251
		kurasapo1@pure.ocn.ne.jp		
西成区	はぎさぽーと	西成区岸里1丁目5番20号（西成区役所6階）	06-6115-8070	06-6115-8077
		hagi-support@adagio.ocn.ne.jp		